登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、一九九号の一	平成二十七年六月二十四日	西田夕夏	平成二十七年四月二十日	映画の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十七年四月二十日に西田夕夏の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
傍嶋幸子　岐阜県大垣市錦町八〇番地　松岡ビル二〇三号室

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、二〇〇号の一	平成二十七年六月二十四日	般若心経とはただのハウツーにすぎない	平成二十七年五月五日	言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十七年五月五日に西田夕夏の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
傍嶋幸子　岐阜県大垣市錦町八〇番地　松岡ビル二〇三号室

○農林水産省告示第二千百四十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

別表中

「日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワクチン（シード）	0	78,600	2	2
豚ストレプトコッカス・スイス（2型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）	430,300	23,800	10	2
日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワクチン（シード）	0	78,600	2	2

」に

「日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワクチン（シード）	0	78,600	2	2
豚ストレプトコッカス・スイス（2型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）	430,300	23,800	10	2
日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワクチン（シード）	0	78,600	2	2

」に

改める。

○農林水産省告示第二千百四十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

「(97)まで」を「(98)まで」に改め、(144)を(145)とし、(40)から(143)までを一ずつ繰り下げ、(39)の次に次のように加える。

(40)　豚ストレプトコッカス・スイス（2型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）

○農林水産省告示第二千百五十号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

別表中

「動物用破傷風試験毒素	1バイアル	12,200円」を
動物用破傷風試験毒素	1バイアル	12,200円」に、
「動物用標準破傷風抗毒素	1バイアル	30,500円」に、
「動物用標準ツベルクリン	1アンプル	13,600円」を
「動物用標準ツベルクリン	1アンプル	13,600円」に、
標準インフルエンザワクチン（ＣＣＡ用）	1本	37,600円」に、
「参照鶏伝染性コリーザ（Ｃ型）赤血球凝集抗原用陽性血清	1組	13,500円」を
「参照鶏伝染性コリーザ（Ｃ型）赤血球凝集抗原用陽性血清	1組	13,500円」に、
産卵低下症候群―1976赤血球凝集抗原・参照陽性血清	1組	7,600円」に、
「家畜衛生微生物株	1容器	3,400円」を
「家畜衛生微生物株	1本	3,400円」に

改める。